



厚生労働省静岡労働局発表
公表日 令和元年12月26日(水)

担	厚生労働省静岡労働局職業安定部
当	職業対策課長 渡邊 祐二
	課長補佐 藤田 義之
	障害者雇用担当官 鈴木 康弘
	電話 054-271-9973

令和元年 静岡県内の障害者雇用状況の集計結果

民間企業の雇用障害者数12,536.5人、実雇用率2.15%

雇用障害者数10年連続、実雇用率7年連続、過去最高を更新

静岡労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

1 <民間企業> 【法定雇用率2.2%】 * () は前年の値

- ・雇用障害者数 12,536.5人 (対前年比795.5人増加)
- ・実雇用率 2.15% (対前年比0.10ポイント上昇)
- ・法定雇用率達成企業割合 51.7% (対前年比2.6ポイント上昇)

2 <公的機関>

【法定雇用率2.5%、静岡県などの教育委員会は2.4%】 * () は前年の値

- 県 【法定雇用率2.5%】
 - ・雇用障害者数 185.5人(171.0人)、実雇用率2.35%(2.19%)
- 市町等 【法定雇用率2.5%】
 - ・雇用障害者数 761.0人(731.0人)、実雇用率2.33%(2.38%)
- 教育委員会 【法定雇用率2.4%】
 - ・雇用障害者数 414.0人(391.0人)、実雇用率1.81%(1.74%)

3 <独立行政法人等> 【法定雇用率2.5%】 * () は前年の値

- ・雇用障害者数 132.5人(129.5人)、実雇用率2.41%(2.39%)

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

【第1表、第2表、第8表、第9表】

- ① 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は12,536.5人で、前年より795.5人増加（前年比6.8%増）し、過去最高を更新した。
- ② 雇用者のうち、身体障害者は7,402.0人（対前年比4.6%増）、知的障害者は3,595.0人（対前年比6.7%増）、精神障害者は1,539.5人（対前年比32.8%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の増加幅が大きかった。
- ② 実雇用率は、7年連続で過去最高の2.15%（前年は2.05%）、法定雇用率達成企業の割合は、51.7%（前年は49.1%）であった。

（2）企業規模別の状況【第3表、第4表】

- ① 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5人以上100人未満規模企業で2,041.0人、100人以上300人未満で3,412.0人、300人以上500人未満で1,341.0人、500人以上1,000人未満で1,846.0人、1,000人以上で3,896.5人であった。
- ② 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率2.15%と比較すると、
→1,000人以上規模企業（2.33%）、500人以上1,000人未満（2.29%）については上回っている。
→300人以上500人未満規模企業（1.95%）、100人以上300人未満（2.13%）、45.5人以上100人未満（1.91%）については下回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人以上100人未満が49.0%、100人以上300人未満が57.0%、300人以上500人未満が43.0%、500人以上1,000人未満が56.3%、1,000人以上が49.2%であった。

（3）産業別の状況【第5表、第6表】

- ① 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が285.5人（2.3%）、「製造業」が5,116.5人（40.8%）、「情報通信業」が149.0人（1.2%）、「運輸業」が768.5人（6.1%）、「卸売業・小売業」が1,459.5人（11.6%）、「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」が581.5人（4.6%）、「宿泊業、飲食サービス業」が280.5人（2.2%）、「生活関連サービス業、娯楽業」が363.5人（2.9%）、「教育、学習支援業」が122.0人（1.0%）、「医療、福祉」が2,250.0人（17.9%）、「複合サービス

事業」が174.0人(1.4%)、「サービス業」が791.5人(6.3%)であった。

※()内は構成比

- ④ 産業別の実雇用率では、「農・林・漁・鉱業」(3.71%)「生活関連サービス業、娯楽業」(3.09%)、「医療、福祉」(2.98%)は、法定雇用率を上回っている。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況【第7表】

- ①令和元年の法定雇用率未達成企業は1,464社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、71.8%と過半数を占めている。
- ②また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は857社であり、未達成企業に占める割合は、58.5%となっている。

(5) 特例子会社の状況【第10表】

- ①令和元年6月1日現在で特例子会社(※)の認定を受けている企業は8社で、雇用されている障害者の数は、308.0人であった。
- ②雇用者のうち、身体障害者は、89.0人、知的障害者は187.0人、精神障害者は30.0人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)【第11表、第12表、第19表】

県の機関に在職している障害者の数は185.5人で、前年より8.5%(14.5人)増加しており、実雇用率は2.35%と、前年に比べ0.16ポイント上昇した。

3機関中、1機関が達成。

【未達成の県の機関】

静岡県知事部局、静岡県警察本部

(2) 市町等の機関(法定雇用率2.5%)【第13表、第14表、第20表】

市町等の機関に在職している障害者の数は761.0人で、前年より4.1%(30.0人)増加しており、実雇用率は2.33%と、前年に比べ0.05ポイント下回った。

44機関中、31機関が達成。

【未達成の市町等の機関】(※の機関は令和元年6月2日以降に達成。)

静岡市、沼津市、島田市、焼津市、湖西市、伊豆市(※)、伊豆の国市、東伊豆町、長泉町、小山町(※)、吉田町教育委員会、静岡市上下水道局、磐田市立総合病院(※)

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）【第15表、第16表、第21表】

県等の教育委員会に在職している障害者の数は414.0人で、前年より5.9%（23.0人）増加しており、実雇用率は1.81%と、前年に比べ0.07ポイント上昇した。

4機関中、1機関が達成。

【未達成の教育委員会】

静岡県教育委員会、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会

3 地方独立行政法人等における雇用状況

【第17表、第18表、第22表】

地方独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は132.5人で、前年より2.3%（3.0人）増加しており、実雇用率は2.41%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

6機関中3機関が達成。

【未達成の地方独立行政法人等】（※の機関は令和元年6月2日以降に達成。）

国立大学法人静岡大学(※) 国立大学法人浜松医科大学(※)、地方独立行政法人静岡市立静岡病院

総括表

令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	582,917.0 人	12,536.5 人	2.15 %	1,565 / 3,029	51.7 %
	(571,725.5 人)	[10,400 人] (11,741.0 人)	(2.05 %)	(1,460 / 2,972)	(49.1 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 静岡県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
都道府県の機関	7,884.5 人	185.5 人	2.35 %	1 / 3	33.3 %
	(7,826.0 人)	[144 人] (171.0 人)	(2.19 %)	(1 / 3)	(33.3 %)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	32,652.5 人	761.0 人	2.33 %	31 / 44	70.5 %
	(30,662.0 人)	[565 人] (731.0 人)	(2.38 %)	(35 / 44)	(79.5 %)

※市町の機関のうち未達成であった機関のうちの3機関は、公表日時点で達成済み。

(3) 静岡県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
静岡県等の教育委員会	22,826.0 人	414.0 人	1.81 %	1 / 4	25.0 %
	(22,433.5 人)	[314 人] (391.0 人)	(1.74 %)	(1 / 4)	(25.0 %)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	5,495.5 人	132.5 人	2.41 %	3 / 6	50.0 %
	(5,421.0 人)	[98 人] (129.5 人)	(2.39 %)	(3 / 6)	(50.0 %)

※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの2機関は、公表日時点で達成済み。

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
① 平成28年6月2日以降に採用された者であること
② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、静岡県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……	2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)	
特殊法人等 ……	2. 5% [2. 3%]
[労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	

- 国、地方公共団体 …… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

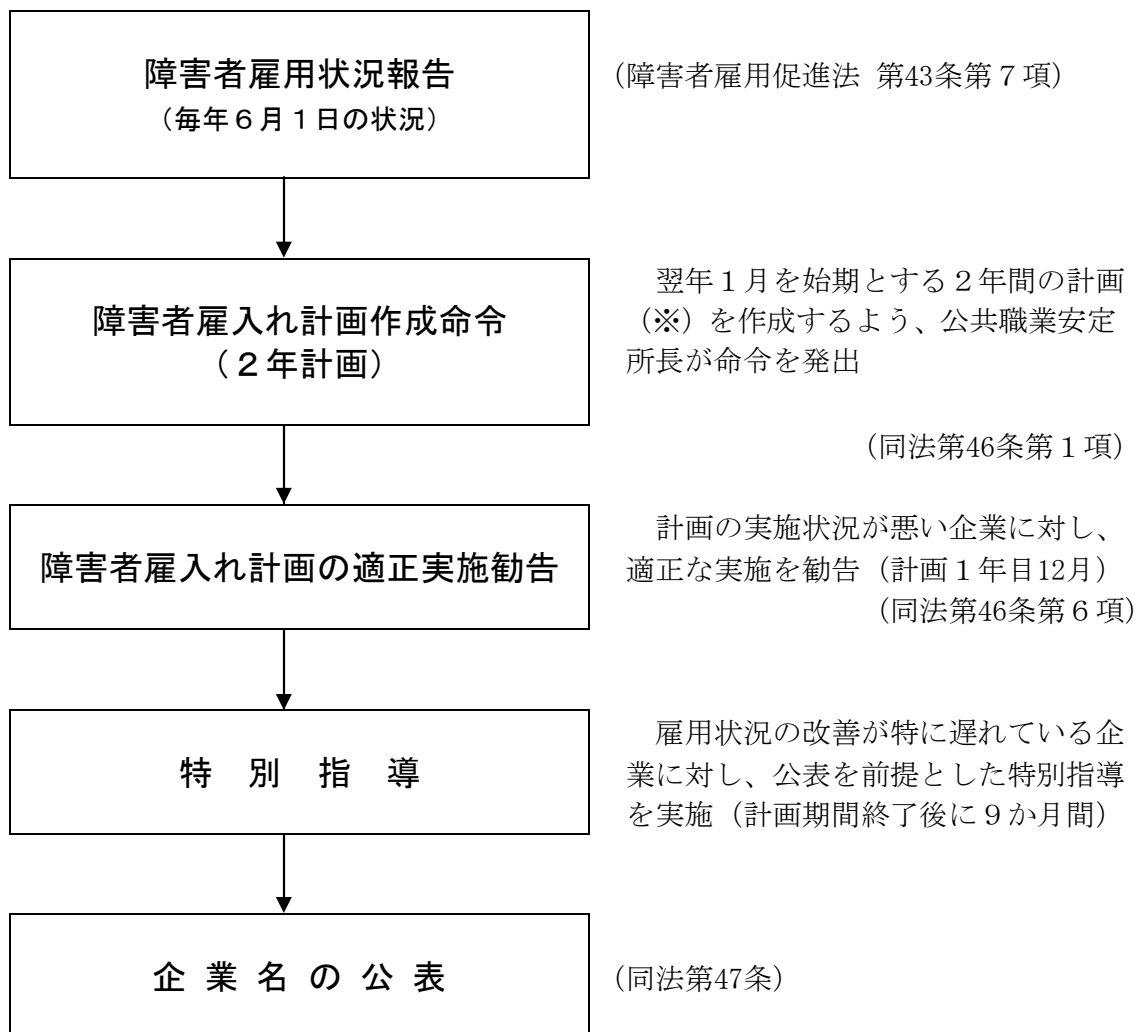
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日前より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成30年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の發出 2社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 2社
 - * 「特別指導」の実施 0社
- 雇入れ計画を実施中の企業 4社(30年度末現在)
- 本県における企業名公表について
本県における厚生労働省による未達成企業の「企業名の公表」は、これまで、平成17年に実施した1社。

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

障害者の雇用状況

静岡労働局職業安定部職業対策課
(令和元年6月1日現在)

第1表 障害者雇用の概況

区 分	① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率達成企業割合 (%)	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分				
静岡県	令和元年	3,029	582,917.0	2,716	452	6,073	1,159	12,536.5	1,498.0	2.15	1,565	51.7
	対前年増減数	57	11,191.5	166	32	416	31	795.5	150.5	0.10	105	2.6
	平成30年	2,972	571,725.5	2,550	420	5,657	1,128	11,741.0	1,347.5	2.05	1,460	49.1
全国	令和元年	101,889	26,585,858.0	121,377	16,845	278,430	45,159	560,608.5	62,015.0	2.11	48,898	48.0
	平成30年	100,586	26,104,834.5	117,892	16,026	262,305	41,309	534,769.5	60,491.5	2.05	46,217	45.9

[第1表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成28年6月2日以降に採用された者であること。

②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 障害種別雇用の状況

区 分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)					
	A.実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④D	A.重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A.重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A.精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. Bのうち、(注5)に該当する労働者	D. 計 A+(B-C)×0.5+C	E. うち新規雇用分	
静岡県	令和元年	10,400	12,536.5	2,114	318	2,672	368	7,402.0	634.0	602	134	1,986	542	3,595.0	440.5	1,053	611	362.0	1,539.5	423.5
	対前年増減数	645	928.5	131	32	16	26	323.0	37.5	35	0	147	17	225.5	51.5	157	84	-	380.0	61.5
	平成30年	9,755	11,608.0	1,983	286	2,656	342	7,079.0	596.5	567	134	1,839	525	3,369.5	389.0	896	527	266.0	1,159.5	362.0
全国	令和元年	461,811	560,608.5	100,840	12,501	131,503	16,900	354,134.0	28,337.0	20,537	4,344	73,679	18,572	128,383.0	14,233.0	59,737	23,198	13,511.0	78,091.5	19,445.0
	平成30年	437,532	528,346.0	98,193	11,691	129,993	16,276	346,208.0	28,506.0	19,699	4,335	68,757	17,353	121,166.5	14,074.0	50,708	20,527	-	60,971.5	17,911.5

〔第3表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
 3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④C欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
 4 ②③のA、C欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のB、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
 5 ④C欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 ①平成28年6月2日以降に採用された者であること
 ②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
 6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
 7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第3表 障害者雇用の概況(規模別)

規模	① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 〔③E÷②〕 ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率達成 企業割合 (%)	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注5)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注6)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分				
45.5人～ 100人未満	令和元年	1,618	106,720.0	389	114	977	344	2,041.0	270.5	1.91	793	49.0
	平成30年	(1,587)	(104,744.0)	(356)	(104)	(896)	(398)	(1,911.0)	(234.5)	(1.82)	(754)	(47.5)
100人～ 300人未満	令和元年	1,029	160,139.5	687	159	1,685	388	3,412.0	477.5	2.13	587	57.0
	平成30年	(1,010)	(157,264.0)	(628)	(154)	(1,422)	(484)	(3,074.0)	(459.0)	(1.95)	(541)	(53.6)
300人～ 500人未満	令和元年	193	68,686.0	283	63	640	144	1,341.0	160.0	1.95	83	43.0
	平成30年	(192)	(68,508.0)	(277)	(57)	(600)	(157)	(1,289.5)	(157.0)	(1.88)	(79)	(41.1)
500人～ 1000人未満	令和元年	126	80,438.5	440	49	847	140	1,846.0	176.5	2.29	71	56.3
	平成30年	(122)	(78,786.0)	(425)	(50)	(743)	(164)	(1,725.0)	(171.5)	(2.19)	(62)	(50.8)
1,000人以上	令和元年	63	166,933.0	917	67	1,924	143	3,896.5	413.5	2.33	31	49.2
	平成30年	(61)	(162,423.5)	(864)	(55)	(1,730)	(191)	(3,608.5)	(325.5)	(2.22)	(24)	(39.3)
合計	令和元年	3,029	582,917.0	2,716	452	6,073	1,159	12,536.5	1,498.0	2.15	1,565	51.7
	平成30年	(2,972)	(571,725.5)	(2,550)	(420)	(5,391)	(1,394)	(11,608.0)	(1,347.5)	(2.03)	(1,460)	(49.1)

〔第5表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 注4 C欄の人数には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成28年6月2日以降に採用された者であること。
②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 注5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 注6 F欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 注7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6

第4表 障害者種別雇用の状況(規模別)

規模	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)					
	A. 実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④D	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. Bのうち、(注6)に該当する労働者	D. 計 A+(B-C)×0.5+C	E. うち新規雇用分	
45.5人～ 100人未満	令和元年	1,824	2,041.0	281	75	436	98	1,122.0	-	108	39	316	146	644.0	-	141	184	84	275.0	-
	平成30年	(1,754)	(1,911.0)	(250)	(69)	(440)	(79)	(1,048.5)	(-)	(106)	(35)	(306)	(152)	(629.0)	(-)	(150)	(167)	(72)	(233.5)	(-)
100人～ 300人未満	令和元年	2,919	3,412.0	526	117	770	111	1,994.5	-	161	42	550	206	1,017.0	-	240	196	125	400.5	-
	平成30年	(2,688)	(3,074.0)	(473)	(107)	(730)	(122)	(1,844.0)	(-)	(155)	(47)	(507)	(184)	(956.0)	(-)	(185)	(178)	(88)	(274.0)	(-)
300人～ 500人未満	令和元年	1,130	1,341.0	231	46	277	56	813.0	-	52	17	207	67	361.5	-	120	57	36	166.5	-
	平成30年	(1,091)	(1,289.5)	(231)	(41)	(310)	(42)	(834.0)	(-)	(46)	(16)	(199)	(66)	(340.0)	(-)	(91)	(49)	(30)	(115.5)	(-)
500人～ 1000人未満	令和元年	1,476	1,846.0	325	30	361	57	1,069.5	-	115	19	267	60	546.0	-	181	61	38	230.5	-
	平成30年	(1,382)	(1,725.0)	(313)	(30)	(352)	(53)	(1,034.5)	(-)	(112)	(20)	(239)	(59)	(512.5)	(-)	(152)	(52)	(29)	(178.0)	(-)
1,000人以上	令和元年	3,051	3,896.5	751	50	828	46	2,403.0	-	166	17	646	63	1,026.5	-	371	113	79	467.0	-
	平成30年	(2,840)	(3,608.5)	(716)	(39)	(824)	(46)	(2,318.0)	(-)	(148)	(16)	(588)	(64)	(932.0)	(-)	(318)	(81)	(47)	(358.5)	(-)
合計	令和元年	10,400	12,536.5	2,114	318	2,672	368	7,402.0	634.0	602	134	1,986	542	3,595.0	440.5	1,053	611	362	1,539.5	423.5
	平成30年	(9,755)	(11,608.0)	(1,983)	(286)	(2,656)	(342)	(7,079.0)	(596.5)	(567)	(134)	(1,839)	(525)	(3,369.5)	(389.0)	(896)	(527)	(266)	(1,159.5)	(362.0)

〔第6表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
- 注2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 注3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④C欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 注4 ②③のA、C欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のB、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 注5 C欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成28年6月2日以降に採用された者であること。
②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 注6 ②③E欄及び④D欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 注7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第5表 障害者雇用の概況(産業別)

区 分	① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数(人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率達 成企業割合 (%)
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者(注4)	D. 重度以外の身体 障害者及び知的障 害者並びに精神障 害者である短時間 労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
A・B・C 農・林・漁・鉱業	10 (10)	957.0 (965.5)	9 (9)	2 (1)	12 (13)	7 (6)	35.5 (35.0)	0.5 (1.0)	3.71 (3.63)	6 (5)	60.0 (50.0)
D 建設業	98 (93)	13,324.0 (12,792.0)	74 (65)	7 (7)	126 (108)	9 (7)	285.5 (248.5)	43.0 (30.0)	2.14 (1.94)	56 (49)	57.1 (52.7)
E 製造業	1,112 (1,088)	243,687.0 (237,903.0)	1,238 (1,175)	56 (57)	2,524 (2,286)	121 (113)	5,116.5 (4,749.5)	505.0 (409.5)	2.10 (2.00)	592 (549)	53.2 (50.5)
9.10 食料品・タバコ	151 (149)	24,040.0 (23,735.0)	90 (92)	14 (12)	274 (248)	47 (41)	491.5 (464.5)	46.0 (44.0)	2.04 (1.96)	79 (76)	52.3 (51.0)
11 繊維工業	15 (16)	1,372.0 (1,448.5)	6 (6)	0 (0)	17 (15)	1 (1)	29.5 (27.5)	1.5 (0.5)	2.15 (1.90)	7 (6)	46.7 (37.5)
12.13 木材・家具	19 (21)	1,821.0 (1,862.5)	5 (5)	1 (2)	19 (21)	0 (0)	30.0 (33.0)	7.0 (10.0)	1.65 (1.77)	10 (14)	52.6 (66.7)
14.15 パルプ・紙・印刷	112 (110)	14,960.5 (14,361.0)	51 (47)	2 (0)	170 (149)	3 (5)	275.5 (245.5)	29.5 (28.0)	1.84 (1.71)	57 (54)	50.9 (49.1)
16~18 化学工業	106 (101)	14,212.0 (13,507.0)	52 (48)	3 (3)	144 (131)	17 (14)	259.5 (237.0)	44.5 (38.0)	1.83 (1.75)	54 (52)	50.9 (51.5)
21 窯業・土石	10 (11)	2,145.5 (2,240.0)	8 (9)	0 (0)	22 (20)	0 (0)	38.0 (38.0)	3.0 (3.0)	1.77 (1.70)	5 (4)	50.0 (36.4)
22 鉄鋼	9 (8)	1,621.5 (1,521.5)	5 (5)	0 (1)	18 (12)	0 (0)	28.0 (23.0)	3.0 (3.0)	1.73 (1.51)	5 (4)	55.6 (50.0)
23 非鉄金属	19 (20)	5,090.0 (5,136.0)	25 (26)	0 (0)	54 (50)	0 (0)	104.0 (102.0)	6.0 (6.0)	2.04 (1.99)	9 (8)	47.4 (40.0)
24 金属製品	84 (79)	8,251.0 (7,860.5)	56 (51)	1 (3)	114 (108)	7 (4)	230.5 (215.0)	18.0 (17.0)	2.79 (2.74)	54 (49)	64.3 (62.0)
29 電気機械	95 (95)	30,755.5 (29,770.0)	181 (169)	5 (4)	317 (295)	12 (10)	690.0 (642.0)	56.0 (57.0)	2.24 (2.16)	55 (53)	57.9 (55.8)
25~ 27. 30.31 その他機械	397 (394)	120,851.0 (117,966.0)	664 (622)	24 (27)	1,175 (1,064)	28 (34)	2,541.0 (2,352.0)	246.0 (178.0)	2.10 (1.99)	204 (191)	51.4 (48.5)
19.20. 28.32 その他製造業	95 (84)	18,567.0 (18,495.0)	95 (95)	6 (5)	200 (173)	6 (4)	399.0 (370.0)	44.5 (25.0)	2.15 (2.00)	53 (38)	55.8 (45.2)
F 電気・ガス・水道業	7 (7)	3,068.0 (3,013.5)	19 (16)	2 (2)	26 (24)	2 (3)	67.0 (59.5)	11.5 (2.0)	2.18 (1.97)	5 (4)	71.4 (57.1)
G 情報通信業	66 (65)	10,538.0 (10,285.5)	43 (41)	1 (0)	62 (59)	0 (1)	149.0 (141.5)	12.0 (17.5)	1.41 (1.38)	22 (21)	33.3 (32.3)
H 運輸業	246 (234)	36,036.5 (35,083.5)	138 (110)	17 (18)	445 (405)	61 (67)	768.5 (676.5)	123.5 (115.0)	2.13 (1.93)	130 (113)	52.8 (48.3)
I 卸売業・小売業	386 (389)	78,599.0 (78,056.0)	288 (265)	79 (56)	721 (689)	167 (159)	1,459.5 (1,354.5)	175.5 (151.5)	1.86 (1.74)	157 (147)	40.7 (37.8)
J・K 金融・保険・不動 産・物品賃貸業	68 (68)	28,071.0 (27,515.0)	148 (142)	6 (9)	273 (258)	13 (12)	581.5 (557.0)	57.0 (45.5)	2.07 (2.02)	33 (32)	48.5 (47.1)
L 学術研究、 専門・技術サービス	43 (46)	5,872.5 (6,002.5)	21 (20)	1 (1)	48 (42)	2 (2)	92.0 (84.0)	14.0 (10.0)	1.57 (1.40)	12 (11)	27.9 (23.9)
M 宿泊、飲食サービス	96 (89)	14,096.0 (13,614.5)	47 (49)	29 (25)	124 (111)	67 (57)	280.5 (262.5)	37.0 (31.5)	1.99 (1.93)	52 (47)	54.2 (52.8)
N 生活関連サービス・ 娯楽業	94 (96)	11,761.5 (12,058.5)	87 (86)	6 (5)	163 (169)	41 (38)	363.5 (365.0)	26.5 (23.5)	3.09 (3.03)	43 (48)	45.7 (50.0)
O 教育、学習支援業	50 (51)	8,008.0 (7,487.5)	29 (27)	3 (5)	56 (50)	10 (14)	122.0 (116.0)	24.0 (26.5)	1.52 (1.55)	18 (17)	36.0 (33.3)
P 医療、福祉	427 (412)	75,459.5 (73,636.5)	363 (331)	184 (180)	1,060 (1,015)	560 (560)	2,250.0 (2,137.0)	342.5 (337.5)	2.98 (2.90)	285 (266)	66.7 (64.6)
Q 複合サービス事業	31 (30)	10,010.0 (10,204.0)	49 (50)	6 (7)	68 (70)	4 (5)	174.0 (179.5)	9.0 (6.0)	1.74 (1.76)	11 (13)	35.5 (43.3)
R サービス業	295 (294)	43,429.0 (43,108.0)	163 (164)	53 (47)	365 (358)	95 (84)	791.5 (775.0)	117.0 (140.5)	1.82 (1.80)	143 (138)	48.5 (46.9)
合 計	3,029 (2,972)	582,917.0 (571,725.5)	2,716 (2,550)	452 (420)	6,073 (5,657)	1,159 (1,128)	12,536.5 (11,741.0)	1,498.0 (1,347.5)	2.15 (2.05)	1,565 (1,460)	51.7 (49.1)

[第2表の注] 第1表と同じ

第6表 障害種別雇用の状況(産業別)

区 分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)				
	A.実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④D	A.重度身体障害者	B.重度身体障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者	D.重度以外の身体障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分	A.重度知的障害者	B.重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の知的障害者	D.重度以外の知的障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分	A.精神障害者	B.精神障害者である短時間労働者	C. Bのうち、(注5)に該当する労働者	D.計 A+(B-C)×0.5+C	E.うち新規雇用分
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
A・B・C 農・林・漁・鉱業	30 (29)	35.5 (35.0)	3 (3)	2 (1)	3 (4)	3 (2)	12.5 (12.0)	- (-)	6 (6)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	17.0 (17.0)	- (-)	4 (4)	4 (4)	0 (0)	6.0 (6.0)	- (-)
D 建設業	216 (187)	285.5 (246.5)	72 (63)	7 (7)	61 (59)	5 (4)	214.5 (194.0)	- (-)	2 (2)	0 (0)	17 (21)	3 (2)	22.5 (26.0)	- (-)	35 (24)	14 (5)	13 (4)	48.5 (26.5)	- (-)
E 製造業	3,939 (3,631)	5,116.5 (4,739.5)	929 (884)	38 (36)	1,140 (1,113)	60 (55)	3066.0 (2944.5)	- (-)	309 (291)	18 (21)	954 (844)	42 (37)	1611.0 (1465.5)	- (-)	401 (309)	48 (41)	29 (20)	439.5 (329.5)	- (-)
9.10 食料品・タバコ	425 (393)	491.5 (462.5)	53 (51)	9 (8)	95 (103)	19 (19)	219.5 (222.5)	- (-)	37 (41)	5 (4)	149 (121)	23 (17)	239.5 (215.5)	- (-)	23 (20)	12 (9)	7 (4)	32.5 (24.5)	- (-)
11 繊維・衣服	24 (22)	29.5 (27.5)	3 (3)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	14.0 (14.0)	- (-)	3 (3)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	14.0 (13.0)	- (-)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	1.5 (0.5)	- (-)
12.13 木材・家具	25 (28)	30.0 (33.0)	5 (5)	1 (2)	11 (8)	0 (0)	22.0 (20.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	4 (7)	0 (0)	4.0 (7.0)	- (-)	4 (6)	0 (0)	0 (0)	4.0 (6.0)	- (-)
14.15 ハルブ・紙・印刷	226 (201)	275.5 (243.5)	38 (36)	1 (0)	95 (84)	1 (3)	172.5 (157.5)	- (-)	13 (11)	1 (0)	45 (45)	2 (1)	73.0 (67.5)	- (-)	28 (16)	2 (5)	2 (4)	30.0 (18.5)	- (-)
16~18 化学工業	216 (196)	259.5 (235.5)	29 (28)	3 (1)	71 (67)	8 (6)	136.0 (127.0)	- (-)	23 (20)	0 (2)	49 (46)	4 (6)	97.0 (91.0)	- (-)	23 (15)	6 (5)	1 (3)	26.5 (17.5)	- (-)
21 窯業・土石	30 (29)	38.0 (38.0)	8 (9)	0 (0)	15 (14)	0 (0)	31.0 (32.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	- (-)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	3.0 (2.0)	- (-)
22 鉄鋼	23 (18)	28.0 (23.0)	4 (4)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	17.0 (16.0)	- (-)	1 (1)	0 (0)	6 (4)	0 (0)	8.0 (7.0)	- (-)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	3.0 (0.0)	- (-)
23 非鉄金属	79 (76)	104.0 (102.0)	21 (22)	0 (0)	30 (27)	0 (0)	72.0 (71.0)	- (-)	4 (4)	0 (0)	19 (18)	0 (0)	27.0 (26.0)	- (-)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	5.0 (5.0)	- (-)
24 金属製品	178 (166)	230.5 (214.5)	30 (26)	1 (2)	40 (43)	5 (3)	103.5 (98.5)	- (-)	26 (25)	0 (1)	63 (60)	1 (0)	115.5 (111.0)	- (-)	10 (4)	2 (2)	1 (1)	11.5 (5.0)	- (-)
29 電気機械器具	515 (478)	690.0 (642.0)	141 (131)	1 (1)	146 (140)	5 (3)	431.5 (404.5)	- (-)	40 (38)	4 (3)	117 (106)	5 (5)	203.5 (187.5)	- (-)	53 (49)	3 (2)	1 (0)	55.0 (50.0)	- (-)
25~27.30.31 その他機械	1,891 (1,747)	2,541.0 (2,348.0)	514 (484)	17 (19)	526 (516)	19 (19)	1580.5 (1512.5)	- (-)	150 (138)	7 (8)	427 (380)	4 (7)	736.0 (667.5)	- (-)	210 (160)	17 (16)	12 (8)	224.5 (168.0)	- (-)
19.20.28.32 その他製造業	307 (277)	399.0 (370.0)	83 (85)	5 (3)	94 (95)	3 (2)	266.5 (269.0)	- (-)	12 (10)	1 (2)	63 (46)	3 (1)	89.5 (68.5)	- (-)	39 (32)	4 (4)	4 (0)	43.0 (32.5)	- (-)
F 電気・ガス・水道業	49 (45)	67.0 (59.0)	19 (16)	2 (2)	16 (16)	1 (1)	56.5 (50.5)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0.5 (0.0)	- (-)	8 (7)	2 (3)	2 (1)	10.0 (8.5)	- (-)
G 情報通信業	106 (101)	149.0 (141.5)	43 (41)	1 (0)	42 (42)	0 (1)	129.0 (124.5)	- (-)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5.0 (5.0)	- (-)	13 (12)	2 (0)	2 (0)	15.0 (12.0)	- (-)
H 運輸業	661 (600)	768.5 (670.0)	111 (85)	14 (16)	227 (215)	26 (36)	476.0 (419.0)	- (-)	27 (25)	3 (2)	114 (108)	26 (24)	184.0 (172.0)	- (-)	81 (69)	32 (20)	23 (13)	108.5 (79.0)	- (-)
I 卸・小売業	1,255 (1,169)	1,459.5 (1,335.5)	215 (201)	59 (37)	280 (281)	47 (45)	792.5 (742.5)	- (-)	73 (64)	20 (19)	263 (254)	81 (75)	469.5 (438.5)	- (-)	126 (116)	91 (77)	52 (38)	197.5 (154.5)	- (-)
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業	440 (421)	581.5 (554.5)	143 (136)	6 (8)	165 (172)	11 (9)	462.5 (456.5)	- (-)	5 (6)	0 (1)	52 (41)	1 (2)	62.5 (55.0)	- (-)	44 (40)	13 (6)	12 (5)	56.5 (43.0)	- (-)
L 学術研究・専門・技術サービス	72 (65)	92.0 (84.0)	19 (18)	1 (1)	27 (25)	1 (1)	66.5 (62.5)	- (-)	2 (2)	0 (0)	6 (7)	1 (1)	10.5 (11.5)	- (-)	13 (10)	2 (0)	2 (0)	15.0 (10.0)	- (-)
M 宿泊・飲食サービス	267 (242)	280.5 (257.5)	36 (36)	23 (17)	48 (42)	23 (22)	154.5 (142.0)	- (-)	11 (13)	6 (8)	46 (44)	34 (32)	91.0 (94.0)	- (-)	20 (15)	20 (13)	10 (10)	35.0 (21.5)	- (-)
N 生活関連サービス・娯楽業	297 (298)	363.5 (359.0)	31 (30)	6 (4)	23 (28)	7 (5)	94.5 (94.5)	- (-)	56 (56)	0 (1)	108 (111)	19 (19)	229.5 (233.5)	- (-)	17 (18)	30 (26)	15 (12)	39.5 (31.0)	- (-)
O 教育・学習支援業	98 (96)	122.0 (115.5)	23 (21)	3 (5)	34 (28)	8 (11)	87.0 (80.5)	- (-)	6 (6)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	20.0 (21.0)	- (-)	11 (12)	5 (4)	3 (1)	15.0 (14.0)	- (-)
P 医療・福祉	2,167 (2,086)	2,250.0 (2,063.5)	277 (251)	105 (106)	361 (360)	116 (99)	1078.0 (1017.5)	- (-)	86 (80)	79 (74)	331 (320)	306 (304)	735.0 (706.0)	- (-)	191 (188)	315 (304)	177 (147)	437.0 (340.0)	- (-)
Q 複合サービス事業	127 (132)	174.0 (179.5)	46 (49)	6 (6)	40 (44)	3 (3)	139.5 (149.5)	- (-)	3 (1)	0 (1)	15 (17)	0 (1)	21.0 (20.5)	- (-)	13 (9)	1 (1)	0 (0)	13.5 (9.5)	- (-)
R サービス業	676 (653)	791.5 (767.5)	147 (149)	45 (40)	205 (227)	57 (48)	572.5 (589.0)	- (-)	16 (15)	8 (7)	62 (53)	28 (28)	116.0 (104.0)	- (-)	76 (63)	32 (23)	22 (15)	103.0 (74.5)	- (-)
合 計	10,400 (9,755)	12,536.5 (11,608.0)	2,114 (1,983)	318 (286)	2,672 (2,656)	368 (342)	7402.0 (7079.0)	634.0 (596.5)	602 (567)	134 (134)	1,986 (1,839)	542 (525)	3590.0 (3369.5)	440.5 (389.0)	1,053 (896)	611 (527)	362 (266)	1539.5 (1159.5)	423.5 (362.0)

[第4表の注] 第3表と同じ

第7表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区 分	①法定雇用率 未達成企業の数	② 不 足 数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
45.5人～ 100人未満	825 (100.0%)	790 (95.8%)	35 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	778 (94.3%)
100人～ 300人未満	442 (100.0%)	214 (48.4%)	167 (37.8%)	47 (10.6%)	14 (3.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	79 (17.9%)
300人～ 500人未満	110 (100.0%)	30 (27.3%)	23 (20.9%)	26 (23.6%)	20 (18.2%)	11 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500人～ 1000人未満	55 (100.0%)	12 (21.8%)	14 (25.5%)	14 (25.5%)	9 (16.4%)	6 (10.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	32 (100.0%)	5 (15.6%)	5 (15.6%)	5 (15.6%)	4 (12.5%)	9 (28.1%)	3 (9.4%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	1,464 (100.0%)	1,051 (71.8%)	244 (16.7%)	92 (6.3%)	47 (3.2%)	26 (1.8%)	3 (0.2%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	857 (58.5%)

〔第7表の注〕

注1 上段は企業数、下段の()内は当該企業規模階級内における構成比。

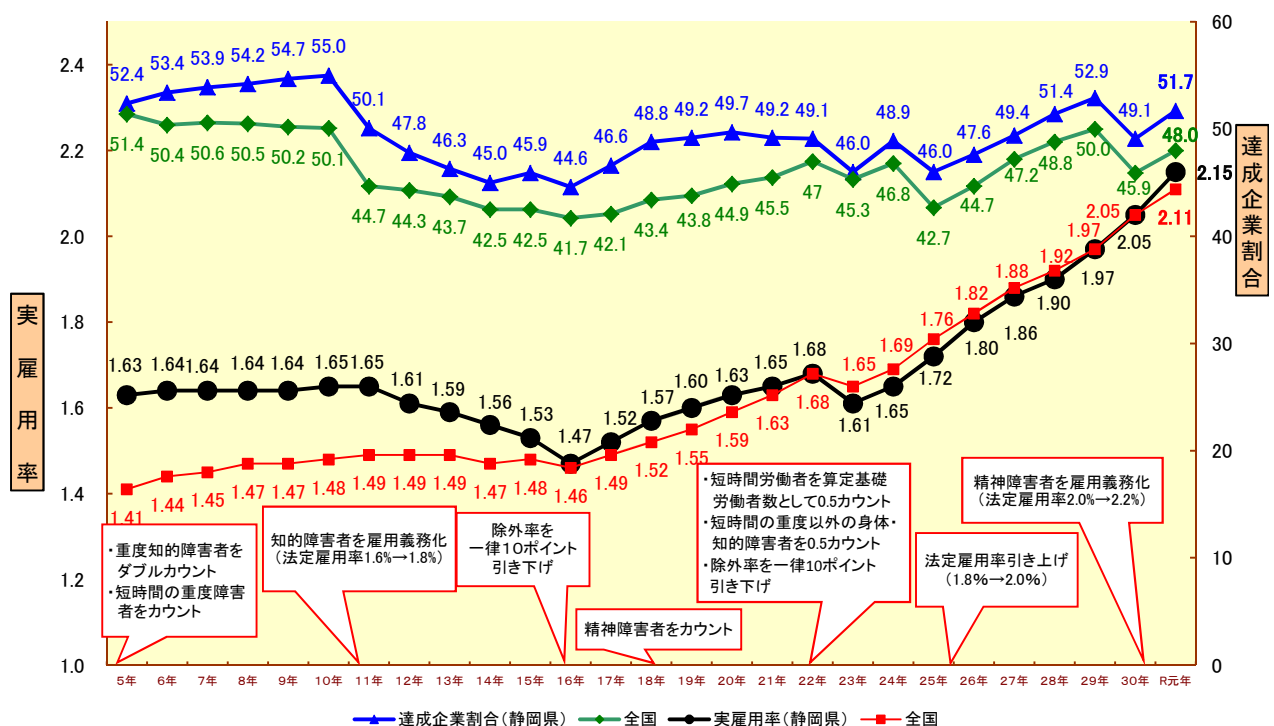
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第8表 民間企業における障害者雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

調査年	静岡県			全国			法定雇用率 (対象企業規模)
	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	
平成 5 年	6,310	1.63	52.4	240,985	1.41	51.4	1.6% (63人以上規模)
6 年	6,488	1.64	53.4	245,348	1.44	50.4	
7 年	6,485	1.64	53.9	247,077	1.45	50.6	
8 年	6,427	1.64	54.2	247,982	1.47	50.5	
9 年	6,493	1.64	54.7	250,030	1.47	50.2	
10年	6,490	1.65	55.0	251,443	1.48	50.1	
11年	6,593	1.65	50.1	254,562	1.49	44.7	1.8% (56人以上規模)
12年	6,304	1.61	47.8	252,836	1.49	44.3	
13年	6,351	1.59	46.3	252,870	1.49	43.7	
14年	6,177	1.56	45.0	246,284	1.47	42.5	
15年	6,063	1.53	45.9	247,093	1.48	42.5	
16年	6,245	1.47	44.6	257,939	1.46	41.7	
17年	6,586	1.52	46.6	269,066	1.49	42.1	
18年	7,004	1.57	48.8	283,751	1.52	43.4	
19年	7,527.5	1.60	49.2	302,716.0	1.55	43.8	
20年	7,998.0	1.63	49.7	325,603.0	1.59	44.9	
21年	7,937.0	1.65	49.2	332,811.5	1.63	45.5	
22年	8,029.5	1.68	49.1	342,973.5	1.68	47.0	
23年	8,269.0	1.61	46.0	366,199.0	1.65	45.3	
24年	8,574.5	1.65	48.9	382,363.5	1.69	46.8	
25年	9,166.5	1.72	46.0	408,947.5	1.76	42.7	2.0% (50人以上規模)
26年	9,587.5	1.80	47.6	431,225.5	1.82	44.7	
27年	10,021.5	1.86	49.4	453,133.5	1.88	47.2	
28年	10,395.0	1.90	51.4	474,374.0	1.92	48.8	
29年	10,962.0	1.97	52.9	495,795.0	1.97	50.0	
30年	11,741.0	2.05	49.1	534,769.5	2.05	45.9	
令和元年	12,536.5	2.15	51.7	560,608.5	2.11	48.0	2.2% (45.5人以上規模)

グラフ1 民間企業における障害者雇用率及び達成企業割合の推移



第9表 都道府県別の実雇用率等の状況

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率 (%)					法定雇用率達成企業の割合 (%)				
	令和元年	順位	30年	順位	対前年増減	令和元年	順位	30年	順位	対前年増減
全国	2.11		2.05		0.06	48.0		45.9		2.1
北海道	2.27	19	2.20	19	0.07	50.4	39	48.3	40	2.1
青森県	2.29	15	2.23	15	0.06	55.1	29	52.9	30	2.2
岩手県	2.27	19	2.22	17	0.05	56.6	21	55.0	20	1.6
宮城県	2.11	36	2.05	36	0.06	50.4	39	49.2	37	1.2
秋田県	2.14	31	2.07	30	0.07	60.4	9	58.0	10	2.4
山形県	2.09	39	2.06	33	0.03	53.2	32	50.8	33	2.4
福島県	2.11	36	2.04	38	0.07	54.7	30	53.1	29	1.6
茨城県	2.14	31	2.07	30	0.07	50.4	39	49.7	34	0.7
栃木県	2.07	43	2.00	43	0.07	56.3	22	54.9	22	1.4
群馬県	2.14	31	2.06	33	0.08	56.0	24	53.4	27	2.6
埼玉県	2.22	24	2.15	25	0.07	48.8	42	46.1	43	2.7
千葉県	2.11	36	2.02	40	0.09	51.6	36	49.4	36	2.2
東京都	2.00	47	1.94	47	0.06	32.0	47	29.6	47	2.4
神奈川県	2.09	39	2.01	41	0.08	46.5	44	43.9	44	2.6
新潟県	2.12	34	2.06	33	0.06	57.8	16	55.4	19	2.4
富山県	2.08	41	2.04	38	0.04	56.1	23	54.9	22	1.2
石川県	2.28	16	2.18	22	0.10	56.7	20	55.8	18	0.9
福井県	2.35	13	2.40	7	△ 0.05	57.1	18	56.6	13	0.5
山梨県	2.03	45	1.99	44	0.04	56.0	24	53.5	26	2.5
長野県	2.17	27	2.14	26	0.03	58.1	15	56.5	15	1.6
岐阜県	2.17	27	2.14	26	0.03	55.3	28	54.8	24	0.5
静岡県	2.15	30	2.05	36	0.10	51.7	35	49.1	38	2.6
愛知県	2.02	46	1.97	45	0.05	46.2	45	43.9	44	2.3
三重県	2.26	21	2.20	19	0.06	58.3	14	58.1	9	0.2
滋賀県	2.28	16	2.23	15	0.05	55.7	26	54.8	24	0.9
京都府	2.23	23	2.13	28	0.10	52.6	34	49.5	35	3.1
大阪府	2.08	41	2.01	41	0.07	43.1	46	41.0	46	2.1
兵庫県	2.16	29	2.11	29	0.05	51.0	37	48.2	41	2.8
奈良県	2.79	1	2.67	2	0.12	59.8	11	57.4	12	2.4
和歌山県	2.46	8	2.36	11	0.10	62.1	5	58.7	8	3.4
鳥取県	2.28	16	2.22	17	0.06	58.6	13	56.5	15	2.1
島根県	2.49	7	2.40	7	0.09	69.5	1	65.9	2	3.6
岡山県	2.45	9	2.52	5	△ 0.07	52.8	33	51.5	32	1.3
広島県	2.18	26	2.16	23	0.02	48.1	43	47.1	42	1.0
山口県	2.59	4	2.58	3	0.01	57.6	17	55.9	17	1.7
徳島県	2.26	21	2.20	19	0.06	60.8	8	60.3	4	0.5
香川県	2.05	44	1.95	46	0.10	55.7	26	53.4	27	2.3
愛媛県	2.22	24	2.16	23	0.06	53.7	31	52.2	31	1.5
高知県	2.36	12	2.30	13	0.06	61.5	6	59.7	5	1.8
福岡県	2.12	34	2.07	30	0.05	50.6	38	49.1	38	1.5
佐賀県	2.61	3	2.55	4	0.06	68.7	2	66.3	1	2.4
長崎県	2.54	6	2.37	10	0.17	61.3	7	56.6	13	4.7
熊本県	2.32	14	2.25	14	0.07	56.9	19	55.0	20	1.9
大分県	2.58	5	2.46	6	0.12	62.3	4	59.4	6	2.9
宮崎県	2.45	9	2.40	7	0.05	63.0	3	63.6	3	△ 0.6
鹿児島県	2.40	11	2.34	12	0.06	60.4	9	59.1	7	1.3
沖縄県	2.66	2	2.73	1	△ 0.07	59.3	12	57.7	11	1.6

第10表 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5
特例子会社	社 8 (8)	人 302.5 (290.5)	人 93 (91)	人 2 (1)	人 120 (107)	人 0 (2)	人 308.0 (291.0)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	f. 計 e.dのうち、(注5)に該当する職員 c+(d-e)×0.5+e	
特例子会社	人 308.0 (291.0)	人 39 (41)	人 2 (1)	人 9 (7)	人 0 (0)	人 89.0 (90.0)	人 54 (50)	人 0 (0)	人 79 (76)	人 0 (1)	人 187.0 (176.5)	人 30 (22)	人 2 (3)	人 2 (2)	人 32.0 (24.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.2%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

